

大河内地区まちづくり協議会

大河内地区防災計画

～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
辻原地区

辻原地区の概要

人口	世帯数	65歳以上の割合
238人	102世帯	44・1%

(平成31年1月現在)

辻原地区の特徴

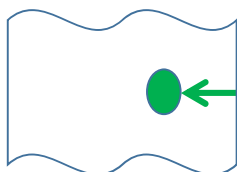
辻原地区内は国道166号線、県道松阪青山線が通っている。また東西に阪内川が流れ、阪内川を挟んで南北に住居が点在する山間(やまあい)の狭い地区であり、津波以外の全ての災害が想定される。最近の事例では平成29年10月の台風21号による土砂災害で国道166号線が寸断され、他地域にも大きな影響を及ぼす地区である。

過去の災害経験

・昭和57年台風10号

風水害や南海トラフ地震の被害想定

・台風や南海トラフ地震時にはどのような状況になると思われるか？(別紙①に記入)



辻原町



別紙①

被害想定

- 1、家屋の倒壊
- 2、土砂崩れ
- 3、土砂流入による河川の氾濫
- 4、道路の寸断
- 5、インフラの喪失
- 6、火災
- 7、上記の災害による人的被害

辻原地区避難計画

辻原地区の目標

「 自助の確立 」

辻原地区の緊急避難場所

大河内小学校
大河内地区市民センター
浦出集会所

避難行動時の基本ルール

- 正確な情報収集
- 隣近所の人との連絡
- 早めの避難（一人では行動しない）
- 非常持出袋を携帯する。

避難所運営時の基本ルール

- 運営協議会の設置
- 避難者に守ってもらいたいルールの説明
- 災害時要配慮者へ配慮した運営を心がける

辻原地区における避難所等の位置



辻原地区の避難先と避難時のルール（風水害）

①台風接近前の避難

災害時要配慮者は早期に一次避難所に避難させる。（警報、避難情報に関わらず）

②台風接近直前の避難

正確な情報収集に努め、早めの避難準備と近所の人たちとの連絡を取り合う。

③避難勧告等発令時

正確な情報収集に努め、避難できるかどうか早期に決断し、できない場合は近くより安全な場所に避難する。速やかに自治会役員、または自主防災組織役員に連絡する。

④阪内川増水時

氾濫した場合は浸水、または道路の寸断のおそれがあり無理に避難せず2階で待機する。

避難時の 留意点

一人で行動しない。
ラジオ、通信機器を携帯し情報を収集する。
家からの持出品は最小限にする。
長靴は履かない。

辻原地区の避難先と避難時のルール（地震）

①平時の確認事項

自助による備えの確認 避難経路の確認 連絡を取り合う方法の確認 非常時持出品の確認

②地震発生直後の行動

- 1、ガス栓、電気ブレーカーの遮断
- 2、家族の安全確認
- 3、隣近所の安全確認
- 4、要配慮者の安全確認及び共助による救出
- 5、正確な情報収集(SNSを活用する)

③避難行動時

余震に気を付け安全な避難経路を確認し避難所に向かう。安全が確認されない場合は留まる勇気も必要であり、より安全な場所で公助を待つ。非常時持出品を携帯する。

④避難所到着後

一次避難所の安全確認 ダメな場合は二次避難所に向かう。避難所運営体制に積極的に参加する。

避難時の 留意点

一人では行動しない。
私有車ではきるだけ移動しない。渋滞の原因になる。

大河内地区防災計画のPDCAサイクル

作成目的 大規模災害発生後72時間(3日)までの地区の助け合い計画

活用組織 自治会、自主防、福社会、消防分団、学校区等を活用

活用費用 市からの補助・助成を確保し、これを活用しながら進めていく

PDCAサイクル

